二　工場用の建物及びその附属設備（ガス供給業の用に供される建物及びその附属設備を除く。）並びに次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める建物及びその附属設備
イ　道路貨物運送業　車庫用、作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備
ロ　倉庫業　作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備
ハ　卸売業　作業場用、倉庫用又は展示場用の建物及びその附属設備
ニ　デザイン業　事務所用又は作業場用の建物及びその附属設備
ホ　自然科学研究所に属する事業　研究所用の建物及びその附属設備

第六条の三第六項中「第二欄」を「第三欄」に、「前項第一号から第三号まで」を「前項第二号イからハまで」に改め、同条第七項中「第三欄」を「第四欄」に、「第五項第一号から第三号まで」を「第五項第二号イからハまで」に、「これらの号に定める」を「それぞれ同号イからハまでに規定する」に改め、同条第二十二項中「第十項第三号」を「第十五項第三号」に、「第十七項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十一項中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十項中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十九項中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十八項中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に、「第十項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十七項中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に、「第十項第三号」を「第十五項第三号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十六項中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十五項中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に、「第十項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十四項中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に、「第十六項、第十八項及び第二十項」を「第二十一項、第二十三項及び第二十五項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十三項中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十二項中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十一項中「第十二条第三項に」を「第十二条第四項に」に改め、同項第一号及び第二号中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、同項第三号中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に、「第十七項及び第二十二項」を「第二十二項及び第二十七項」に改め、同項第四号中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第九項中「第十二条第三項に」を「第十二条第四項に」に改め、同項第一号中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、「（同項に規定する取得等をいう。以下この項及び第二十一項において同じ。）」を削り、同項第二号から第四号までの規定中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第八項中「第十二条第一項の表の第四号の第二欄」を「第十二条第二項」に改め、「。以下この条において「旅館業」という。）とし、同表の第四号の第三欄に規定する政令で定める建物は、旅館業の用に供する建物（その構造設備が同法第三条第二項に規定する基準に適合するものに限る」を削り、同項を同条第九項とし、同項の次に次の四項を加える。

10　法第十二条第二項に規定する旅館業の用に供する設備で政令で定める規模のものは、一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円以上のものとする。

11　法第十二条第二項に規定する政令で定める場合は、その個人が離島の地域内において同項に規定する旅館業（以下この条において「旅館業」という。）の用に供した設備について、沖縄振興特別措置法第四条第一項に規定する沖縄振興計画に定められた同条第二項第九号に掲げる事項その他の事項に適合するものである旨の沖縄県知事の確認がある場合とする。

12　法第十二条第二項に規定する政令で定める建物は、その構造設備が旅館業法第三条第二項に規定する基準に適合する建物とする。

13　個人が、その取得等（法第十二条第二項に規定する取得等をいう。次項各号及び第二十六項において同じ。）をした減価償却資産につき同条第二項の規定の適用を受ける場合には、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受ける年分の確定申告書に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

8　法第十二条第二項に規定する政令で定める期間は、令和四年四月一日（同日後に同項に規定する離島（以下この項及び第十一項において「離島」という。）に該当することとなつた地域については、その該当することとなつた日）から令和七年三月三十一日までの期間（当該期間内に離島に該当しないこととなつた地域については、当該期間の初日からその該当しないこととなつた日までの期間）とする。

第六条の五を削る。

第六条の六中「につき法第十三条の二第一項」を「（以下この条において「機械等」という。）につき法第十三条第一項」に、「当該機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物」を「当該機械等」に改め、同条を第六条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

（輸出事業用資産の割増償却）

第六条の六　法第十三条の二第一項に規定する政令で定めるものは、機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物のうち、同項に規定する農林水産物又は同項に規定する食品の生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善に資するものとして農林水産大臣が定める要件を満たすものとする。

2　農林水産大臣は、前項の規定により要件を定めたときは、これを告示する。

第十条第一号中「附則第六十四条第五項、第十一項又は第十三項」を「附則第六十四条第十三項」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とする。

第二章第三節の節名を次のように改める。

第三節　特定船舶に係る特別修繕準備金

第十三条の見出しを削る。

第十四条第一項中「鉱物及び」を「鉱物（国外にある石炭、亜炭及びアスファルトを除く。）及び」に改める。

第十八条の五第一項中「規定する」の下に「事務負担に配慮する必要があるものとして」を加え、同条第二項中「規定は」を「減価償却資産は」に、「とする」を「の適用を受ける減価償却資産及び貸付け（主要な業務として行われるものを除く。）の用に供した減価償却資産とする」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前項に規定する主要な業務として行われる貸付けに該当するかどうかの判定その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第二十条の二第一項第二号中「同条第三項第一号」を「同条第四項第一号」に改める。

第二十二条第三項中「及び第十七項」を「、第十八項及び第十九項」に改め、同条第八項中「第二十五条の七」を「第二十五条の六」に改め、同条第十項中「第二十一項第二号」を「第二十三項第二号」に改め、同条第十五項中「第二十一項第三号及び第二十三項第二号」を「第二十三項第三号及び第二十五項第二号」に改め、同条第二十五項中「第三十三条第七項」を「第三十三条第八項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第三十三条第五項」を「第三十三条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第五項ただし書」を「同条第六項ただし書」に改め、同項第一号中「第三十三条第一項」の下に「（同条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第二号中「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第三十三条第三項第四号」を「第三十三条第四項第四号」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十一項中「第三十三条第三項第四号」を「第三十三条第四項第四号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十項中「第三十三条第三項第二号」を「第三十三条第四項第二号」に規定する資産」に改め、同項第一号中「第三十三条第三項第二号」を